

薬生食監発 0210 第 1 号
令和 3 年 2 月 10 日

各
〔
都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区
〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生法第 57 条に基づく営業届について

食品衛生法（以下「法」という。）第 57 条に基づく営業届に関し、食品衛生申請等システムによる受付等及び法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者について、以下のとおり取り扱いますので、関係者への周知及び御対応の程よろしくお願ひします。なお、本通知内での条番号については、令和 3 年 6 月 1 日時点のものであることを御留意をお願いします。

1. 食品衛生申請等システムによる受付等

食品衛生申請等システムによる、法第 57 条に基づく営業届の受付については、本年 2 月 15 日からの利用開始とします。

なお、各自治体の届出の受付体制状況は、食品衛生申請等システムのお知らせ機能を活用し、事業者に対し情報提供しますので、通知日時点において、システムによる届出の受付体制が整備されていない自治体においては、受付体制が整備され次第速やかに当課宛て報告いただくとともに、適切な届出事務の処理をお願いします。

2. 法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者

法第 57 条に基づき届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）については、同条において、「営業（法第 54 条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）」とされているところです。これまで、法第 55 条に基づく営業許可を有する事業者（以下「許可営業者」という。）が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第 57 条に基づ

く届出は不要と説明していましたが、改めて精査し、許可業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要と整理しました。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることとします。

つきましては、御留意の上、関係者へ再度周知いただきますようお願いいたします。

3. その他

(1) 上記1、2について、通知日時点において、一部の自治体ではシステムによる届出の受付体制が整備されていないことから、届出内容を確認した旨の連絡に遅れが生じる可能性がある旨及び法第55条に基づく営業許可を有する業者が併せて届出業種となる営業を行う場合には、別途法第57条に基づく営業届出が必要となる旨を各関係団体にお知らせしています。

(2) 当課において、営業届出に係るリーフレット（添付）を作成し、各都道府県等宛てに配布する予定としておりますので、上記取扱いの周知に際し、御活用の方よろしく申し上げます。

(3) 食品衛生申請等システムの操作（入力方法、ID、パスワード作成、失念等操作全般）、に関する質問がある場合は、ヘルプデスクを設置しておりますので、併せて御活用の方よろしく申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html（「食品衛生申請等システムについて」をご参照ください。）